

○美浦村浄化槽設置事業費補助金交付要項

平成26年3月20日
告示第44号

(趣旨)

第1条 村は、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽設置に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、美浦村補助金等交付規則（平成2年美浦村規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「浄化槽」浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽で、次のア及びイのすべてに該当するものをいう。

ア 生物化学酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が90パーセント以上及び放流水のBODが1リットル当たり20mg（日間平均値）以下の機能を有するとともに、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するもの

イ 一般社団法人全国浄化槽団体連合会とその会員である公益社団法人茨城県水質保全協会で実施する「小型合併処理浄化槽機能保証制度」の対象となるものについては、同制度に基づき保証登録されたもの

(2) 「高度窒素除去機能を有する高度処理型浄化槽」浄化槽のうち、放流水の総窒素濃度について1リットル当たり10mg以下の機能を有するもの

(3) 「窒素及び磷除去能力を有する高度処理型浄化槽」浄化槽のうち、放流水のBODについて1リットル当たり10mg以下、総窒素濃度について1リットル当たり10mg以下及び総磷濃度について1リットル当たり1mg以下の機能を有するもの

(4) 「単独処理浄化槽」便所と連結してし尿のみを処理し、終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設

(5) 「くみとり槽」し尿を貯留するために便器下に据え付けられた便槽であつて、定期的に人力あるいは機械によってし尿がくみ取られ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により村が定めた計画に従って適正に処理されているもの

(6) 「宅内配管工事」浄化槽への流入管（便所、台所、風呂等からの水）、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る費用

(7) 「転換」単独処理浄化槽又はくみ取り槽を廃止し、浄化槽を設置すること

(補助対象者)

第3条 この要項による補助の対象者は、次の各号のいずれかに該当する地域で、処理対象 人員が10人以下の浄化槽を住宅に設置する者とする。

(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は同法第25条の3第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）及び農業集落排水事業計画区域以外の地域

(2) 下水道の整備が当分の間（概ね7年以上。）見込まれない下水道事業計画区域内の地域

(3) 農業集落排水施設の整備（施設の改築を含む。）が当分の間見込まれない農業集落排水事業計画区域内の地域

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請、又は浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出を行わずに補助対象浄化槽を設置する者

(2) 補助対象浄化槽付き住宅等を販売目的で建築する者

(3) 住宅等を借りている者で、補助対象浄化槽の設置について賃貸人の承諾が得られない者

(補助金額)

第4条 補助の対象となる経費は、補助対象浄化槽の設置に要する費用とし、その限度額は、別表1のとおりとする。ただし、単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換を行う場合は、別表2の金額を加えたものを限度額とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ美浦村浄化槽設置事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽法第5条第2項に規定する審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し

(2) 設置場所の案内図、配置図及び排水系統図

(3) 登録証の写し及び登録浄化槽管理票のC票

(4) 保証登録証

(5) 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写し

(6) 型式適合認定書

(7) 工事請負契約書の写し及び設置費見積書の写し

(8) 賃貸人の承諾書（ただし、住宅等を借りている者の場合に限る。）

(9) 単独処理浄化槽の設置届出書等の写し（ただし、単独処理浄化槽の撤去を伴う場合に限る。）

(10) その他村長が必要と認める書類

(補助金交付決定の通知)

第6条 村長は、前条の交付申請について審査し、その内容が妥当であると認

めたときは、美浦村浄化槽設置事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

- 2 村長は、前項の審査及び第10条に規定する実績報告書の審査に当たって、補助対象浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

（変更承認申請書等）

第7条 前条の規定により補助金交付決定通知を受けたもの（以下「補助対象者」という。）は、補助事業の内容を変更する場合又は補助事業を中止しようとする場合は、美浦村浄化槽設置事業費補助金変更（中止）承認申請書（様式第3号）を村長に提出し、その承諾を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、村長に報告してその指示を受けなければならない。

（申請の取下げ期間）

第8条 規則第8条第1項の規定による補助金交付申請の取下げのできる期間は、第6条の決定通知書の送付を受けた日から7日以内とする。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助事業の完了後、速やかに美浦村浄化槽設置事業費補助金実績報告書（様式第4号）に次の書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書の写し
- (2) 浄化槽法第7条の規定による検査に係る検査手数料払込通知書等の写し
- (3) 施工終了時のチェックリストの写し
- (4) 工事施工写真
- (5) 設置費明細書及び領収書の写し
- (6) 美浦村浄化槽設置事業費補助金補助金交付請求書（様式第5号）
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項の規定による産業廃棄物管理票の写し（ただし、第4条ただし書に規定する浄化槽の撤去を伴う場合に限る。）
- (8) その他村長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 村長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、美浦村浄化槽設置事業費補助金額確定通知書（様式第6号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 村長は、前条の規定による補助金の額の確定後、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取り消し及び補助金の返還）

第12条 村長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- 2 前項の場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、村長は、当該補助対象者に対して、交付した補助金の返還を命ずるものとする。
- (財産の処分の制限)
- 第13条 規則第15条の規定により財産の処分を制限する期間は、補助事業完了の日の翌日から起算して、5年間とする。

附 則

- 1 この要項は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、平成29年7月18日から施行する。
- 3 この要項は、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この要項は、令和2年4月1日から施行する。
- 5 この要項は、令和3年4月1日から施行する。
- 6 この要項は、令和4年4月1日から施行する。
- 7 この要項は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

1 高度窒素除去機能を有する高度処理型浄化槽

人槽区分	限 度 額
5 人槽	474,000 円
6 ～ 7 人槽	570,000 円
8 ～10人槽	723,000 円

2 窒素及びリン除去能力を有する高度処理型浄化槽

人槽区分	限 度 額	
	転換の場合	転換以外の場合
5 人槽	1,071,000 円	822,000 円
6 ～ 7 人槽	1,422,000 円	1,111,000 円
8 ～10人槽	1,996,000 円	1,585,000 円

別表 2（第 4 条ただし書関係）

工事内容	金額
くみ取り槽撤去工事	90,000 円
単独処理浄化槽撤去工事	120,000 円
単独処理浄化槽転換又はくみ取り槽 転換における宅内配管工事	300,000 円